

(参考法令)

- ・市町村の廃置分合をする場合において財産の処分を必要とするときには、「関係市町村が協議してこれを定める。」(地方自治法第7条第4項)
- ・「財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」(地方自治法第237条第1項)
- ・「公有財産」とは、不動産、有価証券、出資による権利等とされている。(地方自治法第238条)
- ・「公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。」(地方自治法第238条第2項)、
「行政財産」とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、「普通財産」とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。(同条第3項)
- ・「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産、及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。(地方自治法第239条第1項)
- ・「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。(地方自治法第240条)
- ・普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための「基金」を設けることができる。(地方自治法第241条第1項)
- ・普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、「地方債」を起すことができる。(地方自治法第230条)
- ・歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で「債務負担行為」として定めておかなければならない。(地方自治法第214条)

用語解説

財 産

地方自治法では、地方公共団体が所有する財産を公有財産、物品及び債権並びに基金の4種類に分けています。

1 公有財産

- ・財産のうち公有財産とされているものは、地方公共団体が保有する不動産、特定の動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利などです。
- ・公有財産は、行政財産と普通財産に分類され、行政財産は、庁舎などの自らの事務事業のため直接使用する公用財産と、道路、公園、学校のように住民の利益のため共同利用させる公共用財産とに分類しています。また、特定の行政目的がなく所有している財産を、普通財産と呼んでいます。
- ・行政財産は、原則的に貸し付け、交換、売り払いや私権の設定ができないのに対し、普通財産はこれらを行うことができます。
- ・有価証券とは、株券、社債券及び地方債証券並びに国債証券その他これらに準ずるものをいいます。
- ・出資による権利とは、特定の法人又は組合に対して、その資本金、基金等の一部として金銭その他の財産を提供することをいい、社団法人への出資、財団法人への出捐金を含みます。

2 物品

- ・物品とは、地方公共団体が所有する動産をいいます。
- ・地方公共団体が所有する物品は、多種多様であり、その使用形態、品質、耐久度及び使用目的によって区分されています。
- ・自動車など比較的長期間にわたってその形状又は性質を変更することなく反復使用することができるものは備品として区分されます。

3 債権

- ・地方公共団体における債権とは、金銭給付を目的とする地方公共団体の権利をいいます。
- ・したがって、債権の範囲は、地方税、分担金、使用料等の公法上の収入金にかかる債権、物件の売払い代金、貸付料等の私法上の収入金にかかる債権のほか、歳出金の誤払い、過払いに基づく返還金にかかる債権など地方公共団体が自己以外の者に対して金銭の給付を請求しうるすべての権利を含みます。

4 基金

- ・基金とは、地方公共団体が特定の目的のために資金を積み立てるもので、一般家庭で言う貯金のようなものです。
- ・基金の設置に関しては、条例で設置の目的及び管理運営の方法等を明らかにしています。
- ・基金は、特定の目的のために財産を維持管理又は資金を積み立てる基金と、特定の目的のために定額の資金を運用する基金の大きく二つに区別することができます。

債 務

1 地方債

- ・地方債は、地方公共団体が公共施設などの施設建設のために、資金調達的手段として金銭を借り入れるものです。
- ・長期間使用する公共施設の建設費用を、現在の世代の税収だけでまかなうのではなく、世代を超えて公平に負担していくことが主な目的です。
- ・地方債は、実施する事業の種類により充当率（事業費に対する借入額の割合）が定められており、借入に当たっては、議会の議決を必要とし、かつ市町村にあっては県知事の許可が必要となります。
- ・市町村の借入先としては財務省や郵政事業庁などの政府資金、公営企業金融公庫、民間の金融機関などがあります。

2 債務負担行為

- ・数年度にわたる建設工事、リース契約、損失補償など、翌年度以降の支出を、限度額と期間を定めて約束するもので、一般家庭の分割払いにあたります。

先進事例

あきるの市

2市町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

戸倉財産区財産は、戸倉財産区財産として新市に引き継ぐものとする。

西東京市

2市町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

篠山市

4町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

畑財産区有財産は、畑財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

中主町・野洲町合併協議会

2町の所有する財産、公の施設および債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

北桜財産区有財産は、北桜財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

甲賀地域合併協議会

5町の所有する財産は、すべて新市に帰属させるものとします。

合併に際しては財産区の設置、あるいは財産の処分は行わないものとします。

現在の財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐこととします。